

意見

忽那 賢志

○資料 1 - 4 P11

「医療協定等措置（病床確保）の基準」において、「①措置の実施に係る知事
の要請があった日から起算して重症病床については 7 日以内、軽症中等症
病床については 14 日以内に実施するものであること」とされています。
これだと重症病床は入院できるが、軽症中等症病床がない、という期間が
存在してしまう可能性があります。軽症中等症病床についても、原則とし
て可及的速やかに、として最大 14 日としたほうが良いかと思えます。

○資料 1 - 4 P13

流行初期から診療所が多く参加しており、ありがたいことではあるが、未
知の新興感染症が出現した際には感染経路や重症度など初期には分かって
いないことが多い。まずは十分な感染対策を実施できる病院を中心に対応
し、徐々に診療所での対応を増やしていくのが良いのではないか。

○資料 1 - 4 P25

新型コロナ対応においては、感染症患者以外を受け入れる病院、回復期に
後方支援を受け入れる病院が、転院前に元の病院での PCR 検査を求めると
いうことが問題になった。

特に回復後に転院する場合は、定められた隔離期間を過ぎている場合に
PCR 検査を求めるのは禁止していただきたい。